

事 務 連 絡
平成21年9月18日

各

(	都 道 府 県	)
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

フィブリノゲン製剤投与の事実の確認方法について（東京都の事例）
（お知らせ及び協力依頼）

フィブリノゲン製剤による C 型肝炎感染の問題につきましては、これまで種々の御協力をいただき御礼申し上げます。

厚生労働省としては、フィブリノゲン製剤を投与された元患者の方々に対する検査の勧奨等を目的として、フィブリノゲン製剤納入医療機関に対して文書調査への協力を依頼し、貴職に対しても当該調査への御理解と御協力をお願いしてきたところです。

今般、投与の事実が確認できた医療機関が新たに判明いたしましたので、別添の通り公表いたしました。今回の医療機関については、当該医療機関の開設者である東京都において保存・管理されている医事会計システム関連データでフィブリノゲン製剤の使用について検索を行ったところ、新たに使用事実が判明したとの報告を受けております。

貴職におかれましても、平成6年以前の同様の記録が保存されている場合につきましては、同様の調査の実施をお願いしますとともに、調査全般につきまして、引き続きの御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。